

■ 4条1項11号

不服 2022-008521

<本願商標>

「KENRO」（標準文字）

第41類「コンピュータセキュリティに関する知識の教授，オンラインによる通信教育，オンラインによる訓練セミナーの提供，芸能・スポーツ又は知識の教授，オンラインによる画像・映像及び音声の提供，インターネットを利用して行う映像の提供，映画の上映・制作又は配給，インターネットを利用して行う音楽の提供，演芸の上演，演劇の演出又は上演，音楽の演奏」及び第42類「コンピュータセキュリティに関する電子計算機プログラムの設計・作成，電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，オンラインによるコンピュータセキュリティの学習用コンピュータプログラムの提供，電子計算機の貸与，電子計算機用プログラムの提供」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標1：「健老」（標準文字）

第16類、第41類及び第44類に属する商標登録原簿記載のとおりの商品及び役務

引用商標2：「賢老」（標準文字）

第16類、第41類及び第44類に属する商標登録原簿記載のとおりの商品及び役務

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「KENRO」の欧文字を標準文字で表してなるところ、該文字は、辞書等に載録のない文字であり、また、特定の意味合いを有するものとして認識されていると

いった事情は見いだせないものである。そして、特定の語義を有しない欧文字からなる商標については、我が国において広く親しまれている英語風又はローマ字風の発音をもって称呼されるのが一般的といえるから、本願商標は、その構成文字に相応して「ケンロ」又は「ケンロー」の称呼が生じる。また、「ケンロ」又は「ケンロー」と発音される日本語は、「険路」、「賢路」、「堅牢」、「賢郎」等、多岐にわたる（広辞苑第七版）ことをも考慮すれば、本願商標から特定の観念は生じない。

(2) 引用商標について

ア 引用商標 1 について

引用商標 1 は、「健老」の漢字を標準文字で表してなるところ、該文字は辞書等に載録されているものではなく、また特定の意味合いを有するものとして認識されているといった事情も見いだせないものの、引用商標 1 を構成する「健」及び「老」の漢字は、我が国において広く一般に知られた漢字であって、その組合せから「健康な老人」ほどの意味合いを想起させるものである。

そうすると、引用商標 1 は、その構成文字に相応して「ケンロウ」の称呼が生じ、特定の観念は生じないものの、「健康な老人」ほどの一定の意味合いを想起させるものである。

イ 引用商標 2 について

引用商標 2 は、「賢老」の漢字を標準文字で表してなるところ、該文字は辞書等に載録されているものではなく、また特定の意味合いを有するものとして認識されているといった事情も見いだせないものの、引用商標 2 を構成する「賢」及び「老」の漢字は、我が国において広く一般に知られた漢字であって、その組み合わせから「賢い老人」ほどの意味合いを想起させるものである。

そうすると、引用商標 2 は、その構成文字に相応して「ケンロウ」の称呼が生じ、特定の観念は生じないものの、「賢い老人」ほどの一定の意味合いを想起させるものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標の類否を検討するに、外観においては、本願商標と引用商標 1 及び引用商標 2 とは、上記 (1) 及び (2) ア及びイのとおり、明らかに相違するものである。

次に、称呼においては、本願商標から生じる「ケンロー」の称呼と引用商標から生じる「ケンロウ」の称呼とは、語尾の長音と「ウ」の音という差異はあるものの、引用商標の「ウ」の音は、直前の音の母音「o」に続けて発音されることにより、長音と非常に近似した音となることから、両称呼をそれぞれ一連に発音した場合には、その語調、語感が近

似し、互いに聞き誤るおそれがある類似のものである。他方で、本願商標から生じる「ケンロ」の称呼と、引用商標から生じる「ケンロウ」の称呼とは、語尾の「ウ」の音の有無において差異を有し、3音又は4音と極めて短い音構成において、当該差異が全体の称呼に与える影響は決して小さいとはいえず、両者をそれぞれ一連に称呼すれば、語調、語感が相違し、明瞭に聴別できるものである。

さらに、観念においては、本願商標は、特定の観念が生じないのに対し、引用商標1は、「健康な老人」ほどの意味合いを、引用商標2は、「賢い老人」ほどの意味合いを想起させるものであるから、本願商標と引用商標の観念が紛れるおそれはない。

以上よりすると、本願商標と引用商標は、称呼において類似する場合があるとしても、本願商標の他の称呼においては明瞭に聴別できるものである上、外観において明らかに相違し、観念においても紛れるおそれはないから、外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

(4) まとめ

本願商標と引用商標は、上記(3)のとおり、非類似の商標であるから、本願商標の指定役務と引用商標の指定商品又は指定役務が類似するものであるとしても、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が同号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「KENRO」と引用商標「健老」及び「賢老」は、称呼において類似する場合があるとしても、本願商標の他の称呼においては明瞭に聴別できるものである上、外観において明らかに相違し、観念においても紛れるおそれはないから、外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきであると判断されました。

以前にご紹介した、「KOUJYU」と「煌寿」及び「光樹」が非類似と判断された審決（不服 2022-001356）に、タイプとしてはよく似ていると考えられます。

ただ、この審決では、「KOUJYU」からは想起し得る漢字より複数の観念が生じると認定されている一方、本審決では、「KENRO」に該当する発音の漢字は多岐にわたるが特定の観念は生じないと認定されている点で異なります。この点、本審決の認定の方が妥当であると考えます。

なお、引用商標「健老」及び「賢老」の商標権者は、同一人（有名な脳内科医の先生）のようです。インターネットでざっくりと検索してみたところ、いずれも大々的に使用がされている印象はありませんでしたが、本願商標に登録が認められるのは、さすがに青天の霹靂ではないでしょうか。たとえば、インターネット上の宣伝広告等で今後、欧文字の「KENRO」の表記が原則として使えなくなるなど、夢にも思わないことでしょう。

たしかに、「健老」とか「賢老」であれば、欧文字にすると「KENROU」と表記する場合の方が多いかもかもしれません。引用商標権者も、これらの商標を欧文字表記にするなら「KENROU」だと考えているかもしれません。しかし、「KENRO」と「KENROU」の類似性がはっきりしない以上、積極的に「KENROU」を使用するというのも、さすがにリスクだと言わざるをえません。

いずれにしても、最近の審決の傾向を見る限りでは、漢字から構成される商標の場合、それを欧文字表記に変換した商標についても、併せて商標登録をしておくのが安心と言えます。

どの事業者も、自身の保有登録商標を一度確認してみて、状況によっては新たな出願を検討した方が良いということもあるかもしれません。

（弁理士 永露 祥生）

< 2023年7月10日 >